

正しい情報でのご登録を!

エンドユーザーは不動産会社さまに正確な物件情報の提供を求めていきます。物件の登録時や更新時には以下の点にご注意の上、正しい情報で公開いただきますようお願いいたします。

ご注意いただきたい内容

■金銭に関する内容

賃料や敷金・礼金、売買価格などが変更になっていませんか?

金銭に関する取引条件はエンドユーザーにとって重要な情報です。変更があった際は速やかに修正してください。



■設備に関する内容

実際に備わっている設備かあらかじめご確認を!



「4階建てマンションだからエレベーターはついているだろう」などといった思い込みから登録してしまい、実際に備わっておらず、ご指摘をいただくケースがあります。

■建築年月の登録について

建築年月が不明な場合は以下をご確認ください!



登記簿や固定資産課税台帳に建築年月の記載がない場合はオーナーなどに確認し、判明している最も古い建築年月を登録の上、備考欄に「築●年以上(詳細不明)」と記載してください。

■徒歩所要時間の登録について

道路距離80mにつき1分を要するものとして算出してください!



1分未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げて1分としてください。

例) 道路距離360mの場合

$$360(\text{m}) \div 80(\text{m}) = 4.5(\text{分}) \Rightarrow \text{徒歩所要時間} 5\text{分}$$

国籍・年齢・障がい・出身地などを入居条件とする物件情報を公開することはできません

当社ネットワークでは、法令遵守の方針から、人権侵害や社会的差別につながる「国籍・高齢者・障がい者・母子(父子)家庭・出身地などを理由に入居を制限する」物件情報の公開はお断りしております。

また、「国籍などによる入居制限がない旨」のコメントにつきましても、他の物件に制限があると思われる恐れがあるため、登録はご遠慮いただいております。



国・自治体などにおきましても、以下のように人権問題への啓発・理解を促進するため、各種指針が定められています。

■法務省ホームページ>人権擁護局>啓発活動>外国人の人権を尊重しましょうより抜粋

『…外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、理容店において外国人であることを理由に理容サービスの提供を拒否されるといった事案が生じています。…外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重するとともに、お互いの人に配慮した行動をとるようにしましょう。』

■東京都都市整備局 住宅政策推進部 不動産業課発行「宅地建物取引における人権の尊重と個人情報の保護について」より抜粋

『高齢者・障害者・同和地区出身者・外国人・HIV感染者等であるということだけを理由に入居を拒否することは、居住・移転の自由という基本的な人権を侵害するものです。』

■大阪府住宅まちづくり部建築振興課「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」より抜粋

第9 知事は、業者が宅地建物取引業に関して次に掲げる行為をした場合は、必要な指導等を行うことがある。

(2) 賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由(以下「特定理由」という。)だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否すること。